

県産農林水産物の放射性物質検査結果概要 (令和6年4月～令和7年3月公表分)

宮城県農政部食産業振興課

原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき宮城県知事に依頼された「農畜水産物等の放射性物質検査について」（令和6年3月26日付け健生発0326第4号厚生労働省健康・生活衛生局長）に則り、県産農林水産物の放射性物質検査を実施した。

1 精密検査

(1) 目的

県の水産技術総合センターに配置したゲルマニウム半導体検出器及び外部検査機関にて検査を実施し、全県のモニタリングを行った。

(2) 検査結果概要

県産農林水産物（牛肉を除く。）6,484点（189品目）を検査した結果、基準値以下が6,446点（99.4%）、基準値超過が38点（0.6%）であった。

基準値超過の内訳は、林産物5品目38点で、農産物、畜産物（原乳）及び水産物は全て基準値以下であった。

なお、林産物については、生産管理を行っていない野生きのこや山菜類を計上しているため、基準値超過割合が高くなっている。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目数	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))					基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))			
			ND	ND～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	51～ 100Bq/kg	計	101～ 200Bq/kg	201～ 500Bq/kg	500Bq/kg超	計
農産物	53	304	273	31	-	-	304	-	-	-	-
			89.8	10.2	-	-	100.0	-	-	-	-
林産物	36	624	280	209	51	46	586	31	5	2	38
			44.9	33.5	8.2	7.4	93.9	5.0	0.8	0.3	6.1
水産物	99	5,544	5,481	59	4	-	5,544	-	-	-	-
			98.9	1.1	0.1	-	100.0	-	-	-	-
合計	188	6,472	6,034	299	55	46	6,434	31	5	2	38
			93.2	4.6	0.8	0.7	99.4	0.5	0.1	0.0	0.6

<基準値50Bq/kg>

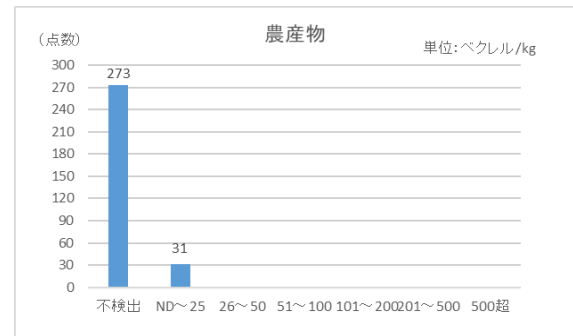
区分	検査品目数	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))					基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))			
			ND	ND～ 10Bq/kg	11～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	計	51～ 100Bq/kg	101～ 250Bq/kg	250Bq/kg超	計
畜産物 (原乳)	1	12	12	-	-	-	12	-	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-

(3) 種別ごとの検査結果

① 農産物の状況

○304点（53品目）を検査

○濃度分布では、不検出が273点、（全体の89.8%）、25ベクレル/kg以下が31点（10.2%）

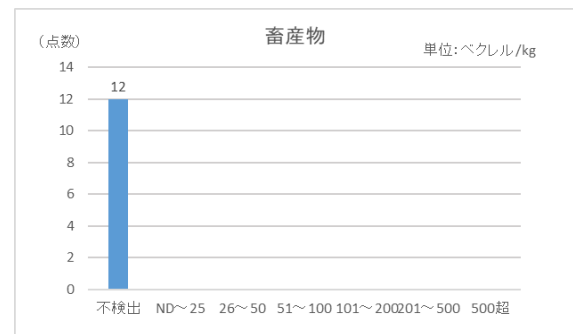


② 畜産物の状況

○12点（1品目）を検査

○全て不検出

○畜産物のうち牛肉については、令和2年3月27日以降、廃用牛などの出荷時検査を実施



③ 林産物の状況

○624点（36品目）を検査

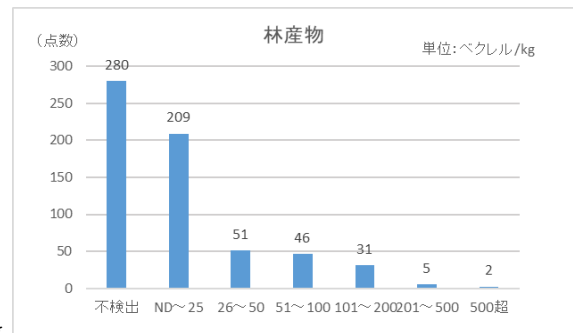
○基準値以下が586点（93.9%）

○露地・施設栽培のきのこ類及び山菜類については、全て基準値以下

○基準値超過は、コシアブラ(野生)2点、タケノコ(野生)28点、ゼンマイ(野生)4点、マツタケ(野生)1点、乾燥コウタケ(野生)3点

○最高値は乾燥コウタケ（野生）の580ベクレル/kg

○濃度別分布では、不検出が280点（全体の44.9%）、25ベクレル/kg以下が209点（33.5%）、26~50ベクレル/kgが51点（8.2%）、51~100ベクレル/kgが46点（7.4%）で、基準値超過となる101~200ベクレル/kgが31点（5.0%）、201~500ベクレル/kgが5点（0.8%）、500ベクレル/kg以上が2点（0.3%）

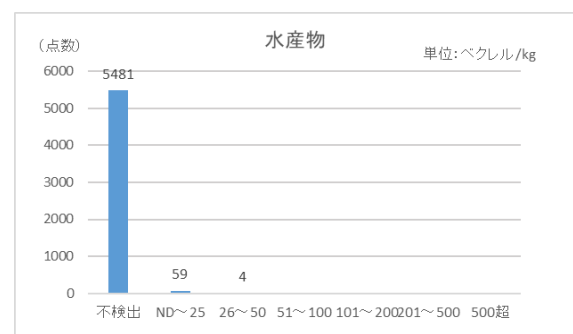


④ 水産物の状況

○5,544点（99品目）を検査

○全て基準値以下

○濃度別分布では、不検出が5,481点（全体の98.9%）、25ベクレル/kg以下が59点（1.1%）、26~50ベクレル/kgが4点（0.1%）



2 非破壊検査（全量）

（１）目的

令和３年３月３１日に原子力災害対策本部の「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、非破壊検査による出荷制限の一部解除が可能となった。

（２）検査結果概要

県産林産物 5,609点（５品目）を検査した結果、5,483点（97.8%）がスクリーニングレベル以下であることが確認され、出荷制限が解除された。スクリーニングレベルを超過したのは、126点（2.2%）だった。

※スクリーニングレベルとは、スクリーニング法に基づく検査において、国が定めた基準値100 μ g/kgを確実に下回ると判定するための値。

気仙沼市の「野生マツタケ」：50 μ g/kg

丸森町（旧金山町、旧館矢間村、旧大張村）の「たけのこ」：54 μ g/kg

大崎市及び栗原市の「野生なめこ」：63 μ g/kg

大崎市及び栗原市の「野生ならたけ」：71 μ g/kg

大崎市及び栗原市の「野生むきたけ」：66 μ g/kg

【非破壊検査実施状況】

区分	品目	検査 点数合計	内 訳			
			スクリーニングレベル			
			以 下		超 過	
林産物	タケノコ（野生）	5,609	5,483	97.8%	126	2.2%
	マツタケ（野生）					
	ナメコ（野生）					
	ナラタケ（野生）					
	ムキタケ（野生）					